

豪雨・地震後の対応について

台風、集中豪雨による土砂災害や地震により、全国各地で大きな被害が発生しています。これから、秋の長雨や本格的な台風シーズンを迎えるため、十分な注意が必要です。いざというときの対応について、地域での話し合いや危険個所の把握、避難経路の確認など、日頃からの準備が大切です。

もし、農地や農業用施設が被災した場合は、災害復旧事業との関連等があるため、まずは、市町に相談してください。

豪雨・地震後にすること



①対象農地や農業用施設を点検してください。

注意！ 降雨後の見回り等については、気象情報を十分確認し、大雨や強風がおさまるまでは行わないてください。

また、大雨等がおさまった後の見回りにおいても、増水した水路その他の危険な場所には近づかず、安全に十分に注意し、転落、滑落事故に遭わないよう慎重に点検を行ってください。



②異常が確認された場合、その旨を市町へ報告してください。

自力復旧可能と判断される場合は報告不要ですが、そうでない場合や判断に迷われる場合があります。

まずは、一報を！

速やかな報告が早期復旧につながります。ご協力をお願いします。



小規模な災害の復旧については、多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度を活用することができるため、異常気象後には、対象農地及び農業用施設の状況確認、点検等を行いましょう。

自然災害が発生した場合の 日本型直接支払交付金の活用について

小規模な災害の復旧については、日本型直接支払制度の活用が可能です。

交付金でできること！

【多面的機能支払交付金】

- ・ **被災箇所の応急措置**（早期営農再開、二次災害防止のための応急措置）
- ・ **災害復旧事業の対象とならない小規模な災害の復旧活動**
（規模の大きな災害は災害復旧事業等の対象となります。詳しくは市町担当課へお問い合わせください。）

【中山間地域等直接支払交付金】

- ・ **交付金の範囲内において、共同活動で対応可能**

例) 豪雨等により被災した水路の応急措置



例) 農地に流入した土砂・流木等の撤去



その他の例

- 農道の陥没補修（碎石充填）
- 水路・農道法面の復旧（軽微なもの）
- …等

※ 活動計画書、協定書に記載のある農業用施設等のみ対象です。ご注意ください。

※ 作業の記録（写真）はしっかり残しましょう！

～ 県農村整備課、農林水産事務所、市町等関係機関と連携をとりながら進めています ～

日本型直接支払制度に関するお問い合わせは、最寄りの市町担当課、農林水産事務所等にお気軽にご相談ください。